

～司法書士、宅地建物取引士による「空き家相談会」～
@須坂市

●空き家相談会の状況

空き家の売却や賃貸等の有効活用に向け、空き家を所有されている方・管理されている方、自宅や実家が空き家になる見込みの方を対象とした空き家相談会を8月12日（土）に実施しました。

お盆に合わせて相談会を実施したところ、県外からもご参加いただけ、予定していた12組全ての枠に申込があり盛況に実施できました。

●相談の内容

2024年4月1日より相続登記の申請が義務化されることもあり、相続に関する相談が半数を占めました。その他では、空き家の売却、活用の他、将来空き家になる見込みの住宅について相談がありました。

- ① 相続人が複数人いて、相続登記が完了していません。相続登記のために必要となる手続きを教えてください。
- ② 所有者に判断能力がない場合の契約行為等は、どのように進めたらよいのでしょうか。
- ③ 相続人がいないため、将来、自宅が空き家になる見込みです。今後必要になることを教えてください。
- ④ 敷地が接道していません。活用方法はあるのでしょうか。
- ⑤ 須坂市の空き家バンク、補助制度を教えてください。 など



●相談会後の状況

司法書士、宅地建物取引士に分かれ相談内容の詳細をお伺いし、アドバイス等させていただきました。

後日、相続登記の申請に必要な書類の手続きや、空き家バンクへの登録のために市役所に来庁いただく等、相談会の効果が現れました。